

事 務 連 絡

令和2年7月7日

都道府県・政令市 男女共同参画主管部局長 殿

内閣府男女共同参画局総務課

今般の記録的大雨による災害対応における男女共同参画の視点からの取組促進について（依頼）

平素より、男女共同参画社会の推進にご尽力いただき、感謝いたします。

先週末より全国的に大雨が続いており、九州地方を中心に災害が生じているほか、全国各地において災害の発生が懸念されているところです。

災害対応における男女共同参画の視点からの取組については、令和2年5月29日付け府共第322号・府政防第1222号「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～に基づく取組の促進について（依頼）」において、内閣府男女共同参画局長・政策統括官（防災担当）から、各都道府県知事及び各政令指定都市市長に対し、男女共同参画担当部局と防災・危機管理担当部局が連携して、災害対策本部での取組や避難所の開設・運営等（別添参照）に適切に取り組んでいただくよう、お願いしたところです。

また、本日、橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画）より、記者会見において、地方公共団体に対し、同ガイドラインに基づく取組を呼びかけました。

各都道府県・政令市男女共同参画主管課におかれましては、本ガイドラインを活用した取組について、改めて、管内市町村や男女共同参画センター等の関係機関・団体に周知いただくとともに、自らの災害対応に活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（参考）

災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>

内閣府男女共同参画局総務課 佐藤、井出

（直通）03-6257-1355

(別添)

災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～
(抜粋)

災害対策本部 (P.30)

- 男女共同参画担当部局を所管する構成員は、本ガイドラインに盛り込まれた事項への対応について、本部において、情報提供や問題提起等を行う。
- 災害対策本部の下にチームなどの下部組織を構成する場合には、必ず、男女共同参画担当部局や男女共同参画センターの職員を配置する。 など

女性に対する暴力の防止・安全確保 (P.33、P.64～67)

- 性暴力・DV 防止に関するポスター等を避難所のみやすい場所に掲示する。
- トイレ・更衣室・入浴設備を適切な場所に設置し、照明や防犯ブザーで安全を確保する。 など

避難所の開設・運営 (P.35)

- 管理責任者に、女性と男性の両方を配置する。
- 避難所チェックシートを活用し、巡回指導を行う。 など

避難所の環境整備 (P.36)

- プライバシーの十分に確保された間仕切りにより、世帯ごとのエリアを設ける
- トイレ・物干し場・更衣室・休養スペース・入浴設備は、男女別に設ける。授乳室を設ける。これらの施設を昼夜問わず安全に安心して利用できるような配慮を行う。
- 女性用品の配布場所を設ける。
- 女性用トイレの数は、男性用トイレの数に比べ、多くする。多目的トイレも設置する。
- 運営体制への女性の参画を進める。 など

物資の供給 (P.40)

- 女性用品を配布する際は、女性が配布を担当する。
- 女性トイレや女性専用スペースに、女性用品を常備する。
- 女性の多様なニーズを把握するために、女性支援団体等との連携によるニーズ調査や、女性の声を拾うための意見箱の設置等を行う。
- 把握したニーズを基に、物資調達・輸送調整等支援システムを利用して女性用品、乳幼児用品等を調達する。 など

上記のほか、ガイドライン本体の記載内容を確認いただきますよう、お願い申し上げます。